

飲料・紙おむつ複合型自動販売機等設置者の一般競争入札参加要領

東京都台東区

東京都台東区（以下「区」という。）は、一部の区有施設内に設置する飲料・紙おむつ複合型自動販売機等（以下「自動販売機」という。）の設置事業者を、令和8年8月10日（月）に行う一般競争入札により決定します。入札への参加を希望される方は、次の各事項をご承知の上、入札に参加してください。

（入札物件）

第1 入札に付する物件、条件等は、物件調書及び仕様書のとおりです。

（物件の現地確認）

第2 入札参加者は、入札前に必ず物件の現地確認をしてください。現地確認の際は事前に予約の連絡をしてください。

（入札参加資格）

第3 入札に参加できる方は、次に掲げる全ての要件を満たすこととします。

- （1）3年以上継続して自動販売機の設置及び運営事業を営んでいる方
- （2）本社、支社等が東京23区内にある方又は住民登録のある方
（個人、法人は問いません。）
- （3）提案書と入札参加申込書兼誓約書を提出した方
- （4）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定による制限を受けていない又は同条第2項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと
- （5）公告の日から入札執行日までの間、区、国又は他の地方公共団体等から指名保留又は指名停止措置を受けていないこと
- （6）会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、裁判所より更生計画の認可決定を受けていること
- （7）民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、裁判所より再生計画の認可決定を受けていること
- （8）不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されていないこと

（契約にあたっての条件）

第4 契約にあたって付する主な条件は、次のとおりとします。

- （1）区有施設への自動販売機の設置権原は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に規定する行政財産の一部貸付です。
- （2）貸付の種類は、建物賃貸借契約です。この契約は、借地借家法（平成3年法律第90

号)の適用を受けません。

- (3) 貸付期間は令和8年11月1日から令和13年3月31日までの期間とします。この契約は、契約の更新や期間の延長を行いません。
- (4) 物件の用途は、自動販売機及び使用済容器回収ボックスの設置に限定します。
- (5) 賃借料は、入札により決定し、区の発行する納入通知書を用いて、区が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、貸付後、営業期間が1か月に満たない場合は、日割り計算とします。
- (6) 貸付期間の満了又は契約解除により本契約が終了する場合は、自己負担で、自動販売機及び使用済容器回収ボックスを撤去してください。撤去期日については、区と協議の上決定するものとします。
- (7) 建物賃貸借契約書記載の用途以外の用途に供した場合並びに建物賃貸借契約書、提案書及び本要領に反することが明らかとなった場合には、契約を解除します。
- (8) 落札者は、地震、台風等の非常時に自動販売機内の販売品を無償提供することについて、区と本要領に附属する「災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定書」を締結していただきます。
- (9) 自動販売機の設置にあたっては、施設管理部署と十分な打合せをしてから行ってください。
- (10) 区は、設置施設のレイアウト変更や工事などにより自動販売機の設置場所の変更又は自動販売機事業の休止若しくは中止をする場合については、落札者と協議を行うものとします。

(再委託の禁止)

第5 設置事業者は、本業務を一括して第三者に再委託し、請け負わせることはできません。

- 2 設置事業者が、本業務の一部について再委託を行う場合は、原則として、あらかじめ提案書において、再委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに管理・運営の方法等（以下「再委託先等」という。）について記載することとします。ただし、この場合に、再委託を行う業務の範囲が、業務全体の半分以上を超えることはできません。
- 3 設置事業者は、契約締結後やむを得ない事情により本業務の一部について再委託を行う場合は、再委託先等を明らかにしたうえで事前に区の承認を得ることとします。
- 4 前3項により、設置事業者が本業務の一部を再委託する場合、全て設置事業者の責任で行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由についても、設置事業者がその責任を負うものとします。

(入札参加受付)

第6 入札参加者は、令和8年7月16日(木)から令和8年8月4日(火)までに提案書、入札参加申込書兼誓約書及び印鑑証明書（代理人の場合は、委任状と委任者の印鑑証明書）を持参してください。なお、提出された提案書等の内容に不備があった場合は、令和8年

8月4日（火）17時00分までに再提出してください。

2 受付場所及び受付時間は、次のとおりです。

【受付場所】 台東区生涯学習センター 生涯学習課 学習館担当（5階）

【受付時間】 令和8年7月16日（木）から令和8年8月4日（火）まで
（ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

9時00分から17時00分まで

（12時00分から13時00分までを除く。）

（入札参加の辞退）

第7 入札参加申込書兼誓約書を提出した後に、入札参加を辞退する場合は、入札辞退届を持参又は郵送（令和8年8月4日必着）により提出してください。令和8年8月4日（火）までに同届を提出することができないときは、あらかじめ入札担当へ電話をしてください。

（入札金額の表示）

第8 入札金額は、1ヶ月分の賃借料の額（消費税抜き）を表示してください。入札金額の頭部には、必ず「¥」の文字を記入してください。

（入札書の取消し等の禁止）

第9 入札者は、入札書の提出後、入札を取消すことや記載内容を変更することはできません。

（入札及び開札の日時と場所）

第10 入札及び開札の日時は、次のとおりです。

【入札】 令和8年8月10日（月）

午前10時30分から午前10時50分まで

【開札】 入札締切後即時

【場所】 台東区生涯学習センター 5階 501コンピュータ研修室

なお、郵送等による入札参加は認めない。

（入札）

第11 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、入札書を封筒（形式は問いません。）に封入し、所定の入札箱に投函してください。

2 入札は、代理人に行わせることができます。この場合には、当該代理人に委任状を持参させてください。ただし、他の入札参加者の代理を兼ねることはできません。

3 入札会場へ入室できるのは、入札参加者各2名までとします。なお、入札参加者の規模によっては、入室制限をする場合があります。

4 入札会場へ入場後、開札が終了するまで退出することはできません。

（開札）

第12 開札は、入札締切後即時入札者立会いのもとで行います。

2 入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、当該入札事務に関係のない台東区職員が立ち会います。

(落札者)

第13 落札者は、入札参加資格を全て満たした上で、入札価格が予定価格（非公表）以上で最も高い入札金額で入札した方とします。なお、入札予定価格についての異議申し立てをすることはできません。

(開札結果)

第14 開札した結果、落札者があるときは氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立会った入札者又はその代理人に知らせます。

2 落札者となったものが開札に立会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知します。

(再度入札)

第15 開札した結果、予定価格以上の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。再度入札の回数は原則として2回以内とします。再度入札用として、実印のみを押印した入札書及び封筒（封筒の形式は問いません）を2部ご用意ください。

(くじによる落札者の決定)

第16 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合に、くじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない台東区職員にくじを引かせます。

(入札の無効)

第17 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札に参加する資格がない者による入札

(2) 入札書に記名押印のない入札

(3) 内容が不明な入札書による入札

(4) 同じ物件について、2通以上の入札書を提出した者による入札

(5) 入札参加者が他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をした者による入札

(6) 金額の表示が改ざん又は訂正された入札書による入札

(7) 提案書を提出しない者による入札

(8) 前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反した者による入札

2 落札者が入札参加者の資格を有しないことが判明した場合又は落札者がその責に帰すべき事由により契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失います。

3 落札者が落札の効力を失った場合は、次点の入札者を落札者とします。

(契約の締結等)

第18 落札者は、別に定める様式の契約書により令和8年8月20日(木)までに契約を締結しなければなりません。

2 契約は、区が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定します。

(賃借料の納付)

第19 賃借料を年度(4月から翌年3月までを1年度とする。)ごとに区が発行する納入通知書により指定期日までに納めていただきます。

(電気料金の支払い)

第20 貸付物件には、自動販売機の電気使用量を計るための子メーターを備えてください。

2 前項の子メーターにより計量した電気料金を年度ごとに区が発行する納入通知書により指定期日までに納めていただきます。

【この自動販売機設置者募集に関する問い合わせ先】

東京都台東区西浅草3丁目25番16号 台東区生涯学習センター5階

台東区教育委員会生涯学習課 学習館担当

電 話：03(5246)5812

F A X：03(5246)5814